

健 第 3761 号  
令和 5 年 3 月 24 日

府内医療機関院長 様

大阪府健康医療部健康推進室長

大阪府肝炎治療医療費援助事業に係る  
肝炎治療受給者証【公費番号 38】の適正使用について（通知）

日頃より、大阪府健康医療行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、本府では B 型及び C 型肝炎患者に対する、核酸アナログ製剤治療及びインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療に係る医療費の一部助成を行っています。

今般、核酸アナログ製剤治療等の肝炎治療受給者証を、肝がんの治療に使用できるか、という問合せを多くいただいております。

**肝炎ウイルス感染に起因する場合であっても、肝がんの治療に対し、肝炎治療受給者証は使用できませんのでご注意ください。**

**（受給者証の対象医療の取扱いは従来通りであり、変更点はございません。）**

なお、受給者証の不適正な使用を認める可能性がある場合には、問合せをすることがございますので、医療機関の皆様におかれましては院内関連部署（医事、会計及び医師等）と本通知を共有いただき、引き続き、受給者証の適正使用にご協力くださいますようお願いいたします。

また、本府では別途、B 型及び C 型肝炎ウイルス性肝がん・重度肝硬変患者に対する、入院治療及び通院治療に係る医療費の一部助成を行っています。対象患者には本制度をご案内いただきますよう、併せてお願いいたします。

<関連資料>

- 府ホームページ「肝炎対策」に、制度案内チラシ等を掲載しておりますので、URL又はQRコードからご確認ください。
- ※ 資料の配付をご希望の場合は、肝炎担当までご連絡ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/kanentaisaku/>



<問合せ先>

大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課  
生活習慣病・がん対策グループ 肝炎担当  
電 話：06-6941-0351（内線 2592）